

(案)

国有林の地域別の森林計画の変更 新旧対照表及び変更理由

(下線部は変更部分 (森林計画区によっては現行の計画書で変更済みの箇所もある。))

変 更 後	現 行
目 次	目 次
第3 森林の整備に関する事項 .....〇〇	第3 森林の整備に関する事項 .....〇〇
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。) .....〇〇	1 森林の立木竹の伐採に関する事項 .....〇〇
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 .....〇〇	4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 .....〇〇
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 .....〇〇	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 .....〇〇
<u>(2) その他必要な事項</u> .....〇〇	
第4 森林の保全に関する事項 .....〇〇	第4 森林の保全に関する事項 .....〇〇
<u>3 鳥獣害の防止に関する事項</u> .....〇〇	
<u>(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法</u> .....〇〇	
<u>(2) その他必要な事項</u> .....〇〇	
<u>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</u> .....〇〇	<u>3 森林の保護等に関する事項</u> .....〇〇
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 .....〇〇	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 .....〇〇
(2) <u>鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く。)</u> .....〇〇	(2) <u>鳥獣による森林被害対策の方針</u> .....〇〇
第5 計画量等	第5 計画量等
4 林道の開設 <u>及び</u> 拡張に関する計画 .....〇〇	4 林道の開設 <u>又は</u> 拡張に関する計画 .....〇〇
別表2 <u>鳥獣害防止森林区域</u> .....〇〇	
I 計画の大綱 (略)	I 計画の大綱 (略)
II 計画事項	II 計画事項
第1 計画の対象とする森林の区域 (略)	第1 計画の対象とする森林の区域 (略)
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (略)	第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 (略)

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、・・・(略)

##### ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道や集落からの距離等の社会的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、・・・(略)

##### イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、・・・(略)

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、・・・(略)

##### ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、・・・(略)

##### ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、・・・(略)

##### イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、・・・(略)

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、・・・(略)

##### ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等

技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(略)

エ 保安林等

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期 (略)

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

a 人工造林を行う森林

(略)

b 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積はaに準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 択伐を行う森林

(略)

(2) 立木の標準伐期齢 (略)

(3) その他必要な事項 (略)

からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(略)

エ 保安林等

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期 (略)

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

(略)

(イ) 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積は(ア)に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う深林

(略)

(2) 立木の標準伐期齢 (略)

(3) その他必要な事項 (略)

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林は、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種 (略)

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、以下により行う。その際、コンテナ苗等の新たな植栽技術の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(ア) 人工造林の植栽本数

a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、地位、地利等の自然条件及び社会的条件、森林整備の目標及び植栽する樹種の特性等を総合的に勘案して決定するが、森林の適確な更新を図ることを前提に、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽にも取り組むこととする。

なお、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

(略)

b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、・・・(略)

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらは、気候その他自然条件等を勘案して、全刈り地ごしらは、筋刈り地ごしらは、枝条存置地ごしらは等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うこととする。なお、新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種 (略)

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とする(ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による)。

(略)

b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、・・・(略)

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらは、気候その他立地条件等を勘案して、全刈り地ごしらは、筋刈り地ごしらは、枝条存置地ごしらは等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に植栽することとする。

(または)

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることができる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする主な樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とするが、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して選定する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新は、森林の適確な更新を図ることを旨として、下層植生、前生樹等を勘案しつつ、以下により行う。

(ア) スギ、ケヤキ等 (略)

(イ) アカマツ (略)

(ウ) シイ、カシ等 (略)

(エ) 天然更新の確認調査 (略)

(3) その他必要な事項 (略)

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法 (略)

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては、次を目安とする。ただし、造林木の確実な育成を図ることを前提に、下刈回数の低減、下刈手法の簡素化等可能な限り省力化を図ることとする。

(略) (表から備考欄(空欄)を削除)

(2) 天然更新に関する事項

ア 天然更新の対象樹種(補助作業)

天然更新補助作業において育成する樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とする。

イ 天然更新の標準的な方法(補助作業)

(ア) スギ、ケヤキ等 (略)

(イ) アカマツ (略)

(ウ) シイ、カシ等 (略)

(エ) 天然更新の確認調査 (略)

(3) その他必要な事項 (略)

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法 (略)

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては次のとおりとする。

(略)

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、可能な限り省力化を図ることとする。

(3) その他必要な事項 (略)

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 (略)

(2) その他必要な事項

特になし

(または)

該当なし

#### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、・・・(略)

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良好で将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を進めるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

(略)

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(略)

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 (略)

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の林道等を効率よく結ぶ方法等を導入し、県、関係市町村と連携及び調整を行うこととする。

#### 6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 (略)

(3) その他必要な事項 (略)

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 (略)

#### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、・・・(略)

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

(略)

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(略)

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 (略)

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の林道を効率よく結ぶ方法等を導入し、県、関係市町村と連携及び調整を行うこととする。

(または)

該当なし

#### 6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 (略)

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、・・・(略)

このため、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、機械の共同利用システム事業の共同化等による事業規模の確保、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 (略)

(4) その他必要な事項 (略)

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項 (略)

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項 (略)

(2) 保安施設地区に関する事項 (略)

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林における伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努める。

また、その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け効果的な治山対策を講ずる。その際、コストと品質の両面を重視する取組を進め、コスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図り、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設へ

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、・・・(略)

このため、傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、機械の共同利用システム事業の共同化等による事業規模の確保、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 (略)

(4) その他必要な事項 (略)

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項 (略)

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項 (略)

(2) 保安施設地区に関する事項 (略)

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け効果的な治山対策を講ずる。その際、コストと品質の両面を重視する取組を進め、コスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図り、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設へ

設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項 (略)

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

#### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

#### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

特になし

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(略)

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 (略)

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アにおいて定める鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害についても、必要に応じて、3(1)イに準じた対策を実施する。

の魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項 (略)

### 3 森林の保護等に関する事項

(略)

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針 (略)

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ニホンジカによる森林被害の状況を把握し、必要に応じて防護柵の設置や食害防止チューブ等による植栽木の保護、囲いわな等による頭数調整を図るなど、関係行政機関等と連携した適切な被害防止対策を実施する。

(または)

ニホンジカ等の鳥獣による森林被害に対しては、早期発見に努めるとともに適切な被害防止対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針 (略)

(4) その他必要な事項 (略)

第5 計画量等

1 伐採立木材積 (略)

2 間伐面積 (略)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (略)

4 林道の開設及び拡張に関する計画 (略)

5 保安林整備及び治山事業に関する計画 (略)

第6 その他必要な事項 (略)

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 (略)

別表2 鳥獣害防止森林区域

(別添参照)

(3) 林野火災の予防の方針 (略)

(4) その他必要な事項 (略)

第5 計画量等

1 伐採立木材積 (略)

2 間伐面積 (略)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (略)

4 林道の開設又は拡張に関する計画 (略)

5 保安林整備及び治山事業に関する計画 (略)

第6 その他必要な事項 (略)

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 (略)

変更理由

- ・平成28年5月の森林法の改正に伴い、鳥獣害防止森林区域の設定と当該区域内における鳥獣害の防止の方法等を定める。
- ・平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画や全国森林計画を踏まえ、森林施業の低コスト化に資する記述を記載する。
- ・平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画や全国森林計画を踏まえ、多様で健全な森林への誘導に資する記述を記載する。
- ・その他、全国森林計画の記述等を踏まえた修正を行う。